

令和5年9月11日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 西武建設株式会社
業者の住所 : 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
- 指名停止措置期間 : 令和5年9月11日から令和6年1月10日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

西武建設(株)は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者とその結果を複数年度の資格審査に用いた。

これらのことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日、建設業許可部局である関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である西武建設(株)が、建設業法違反により建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 岡崎 友紀 電話番号 (052) 953-8138